

入札説明書

独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院

1 競争に関する事項

- (1) 案件及び対象機器
核医学診断装置保守業務
東芝社製 E. CAN/GMS-7700R 一式
- (3) 案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- (5) 履行場所
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院
- (5) 支払条件
月末締切、2か月後支払

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 全省庁統一資格において「役務の提供」でD等級以上に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。または、当院契約審査委員会において参加を認めた者であること。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の申込書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (3) 契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

- ④ 当院又はその他のものとの契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ウ. 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ク. 前各号に類する行為を行なった者
 - ⑤ 当機構の前身団体と資本若しくは人事面等において関連がある法人
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- ① 暴力団（暴力団対策法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ）
 - ④ 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - ⑤ 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - ⑧ 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ア. 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - イ. 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

- ウ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - エ. 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - オ. その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- (5) 薬事法第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を有していること。
 - (6) 福岡県内に営業拠点を有し、迅速なメンテナンス体制が整備されていること。
 - (7) 当該機器又は当該機器と同等の機器の保守点検業務に係る契約の履行実績を有すること。

3 競争参加希望者の申込み等に関する事項

- (1) 競争参加希望者は、期限までに次の申込書類を事務部経理課まで提出のこと。
(郵送する場合には、受領期限までに必着のこと。)
資格審査申請書の受領期限 平成29年2月24日(金) 17時00分
 - ① 競争参加資格確認申請書
 - ② 統一参加資格審査結果通知書の写し
 - ③ 営業にあたっての許可又は認可等が義務付けられている者にあつては、その許可証の写し
 - ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書
 - ⑤ 保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類
 - ア. 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収証書の写し若しくはこれに準ずる書類
 - イ. 直近2保険年度の労働保険料等加入・納入証明書又は労働保険料の申告書の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類
- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)を有していない者は、次の書類を提出すること。
 - ① 登記事項証明書(法人の場合のみ)
 - ② 営業経歴書
 - ③ 財務諸表(直近の事業年度分)
 - ④ 納税証明書又は申告書の写し及び当該申告書に対応する領収書若しくはこれらに準ずる書類(法人税又は所得税「個人事業者」、消費税及び地方消費税)

4 入札に関する事項

- (1) 入札、開札日時及び場所
日時 平成29年3月2日(木) 11時40分
場所 独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 別館4階大会議室
- (2) この入札に参加する者は、仕様書、図面、見本又は現品もしくは、現場等、当院提示の書類を熟覧すること。
- (3) 入札者は、代理人が入札する場合には入札書に、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに委任状を入札時に持参のこと。

- (4) 入札者は、入札箱に投函した後においては、その開札の前後を問わず、これを引き換えもしくは変更し、又は取り消すことができない。
- (5) 開札は、入札日に入札者の面前において、これを行う。
- (6) 次の各項の一に該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を第一交渉権者としていた場合は第一交渉権者決定を取り消すことができる。
 - ① この競争の入札参加に必要な資格がない者により提出された入札書
 - ② 委任状のない代理人により提出された入札書
 - ③ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称または、商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに代理人の氏名及び押印のない入札書
 - ④ 2人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書
 - ⑤ 同一の者により提出された2以上の入札書
 - ⑥ 記載事項が不備な入札書
 - ⑦ 入札金額の記載のない入札書及び入札金額が不明確な入札書
 - ⑧ 入札金額を訂正した入札書
 - ⑨ 入札書に記載の品名等及び数量が相違するとき、もしくは内訳を記載する場合に、予め示した記載例と違うとき。
 - ⑩ 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判断としない入札書
 - ⑪ 届出の印章の押印されていない入札書
 - ⑫ その他記載事項が不備又は判読できない入札書
 - ⑬ 明らかに連合と認められる入札書
 - ⑭ その他、入札に関する条件に違反したと判断される入札書
- (7) 入札書について
 - ① 入札書の記載金額は、消費税抜きの金額で記入すること。
 - ② 入札書に記載する会社の住所・氏名欄は、貴社が代理関係にある場合は、本店・支店等の順で段書にすること。
- (8) 積算内訳書（見積書）について
 - ① 当院が提示した仕様書を参考に作成すること。なお、積算内訳書は、表紙に入札書と同様の記名を行い、左袋とじした後、裏面に割り印をして作成すること。
 - ② 当院から指示している積算内訳書の記載内容は、契約上の効力は発生しないものとする。
 - ③ 積算内訳書を持参しなかった者は、その事実が判明した段階で失格とする。
- (9) 入札価格は、入札書に記載してある合計金額によりこれを定める。この合計金額と内訳金額が符合しないときは、合計金額に基づいて、これを補正させる。内訳金額の割当てを不相当と認めるときも同様とする。
- (10) 第一交渉権者の決定方法
 - ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とする。
 - ② 落札となる同価の者が2以上あるときは、抽選でその第一交渉権者を定める。
 - ③ 第1項の場合において第一交渉権者がいないときは、直ちに再度入札に付することがある。5回の再度入札に付しても落札となる者がいない場合は、随意契約に移行する。
- (11) 第一交渉権者は、落札決定の翌日から起算して、7日以内に契約書を提出するこ

と。次に下記に該当するときは、落札の決定を取り消すことができる。ただし、正当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- ① 第一交渉権者が契約締結を辞退し、又は契約書を提出しないとき。
- ② 4の(9)の規定による補正に応じないとき。

(12) 結果発表

契約交渉が整った場合は、入札参加者・契約相手方の氏名及び住所等を、3階事務部入札情報掲示板に掲示するとともに、ホームページの調達情報へ掲載し公表する。

(13) 入札会当日持参するもの

- ① 入札書（会社で金額を記入し、封印したもの。）
- ② 積算内訳書（入札書金額と照合の上、入札書へ同封すること。）
- ③ 委任状（代理人が入札する場合）
- ④ 当院から提示した仕様書

(14) その他

- ① 入札をした者は、入札終了後、この入札要綱等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 代理人をもって入札及び開札の立会いを行うときは、入札前に本人の委任状を提出するものとする。
- ③ 入札内容等についての質問がある場合は、別紙「質疑応答書」に記入若しくは作成の上、下記問い合わせ先宛メール、ファックス又は郵送にて提出すること。
入札に伴う質問の締切日時は平成29年2月24日（金）17時必着とする。

<問い合わせ先>

《施設住所》	〒806-8501 北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
《施設名》	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院
《部署》	事務部経理課
《担当》	常盤
《TEL》	093-641-9592
《FAX》	093-642-1868
《E-mail》	tokiwa-yoshihiro@kyusyu.jcho.go.jp